

かしこい引越

～上手な引越のために知っておきたいこと～



◎ 引越の準備はお早めに！ ◎

引越は、毎年3月中旬から4月初旬がピーク期間となります。ピーク期間に限らず、できれば土・日曜日や祝祭日を避けて、平日を選ぶことが“かしこい引越”のポイントといえます。

◎ 荷造りのポイント ◎

● 捨てる物は、思い切って捨てましょう

引越はいらないものを処分するのによい機会です。普段使用しないものから徐々に始めましょう。

お問い合わせ下さい

- ・ゴミの処分 市区町村
- ・家電リサイクル品 販売店など (エアコン・TV・冷蔵(凍)庫・洗濯機)
- ・パソコン メーカー

● 本などの重い物は小さなダンボールに!

CDなども小さなダンボールに。割れを防ぐために立てて入れましょう。



● 食器の詰め方

1つずつペーパーなどで包みます。平積みは下に重さがかかり割れる原因になります。お皿やコップは立てて入れましょう。箱の中で動かないように隙間をペーパーなどで埋めておきましょう。



● 調味料などの瓶の詰め方

ビンはペーパーで包み、立てて入れます。口の開いている物はビニールへ入れ、箱の中で動かないように隙間を埋めておきましょう。



◎ 電気製品などについて ◎

● 冷蔵庫

冷蔵庫の中身、製氷器の氷等の処分や漏水を防ぐため、前日にプラグを抜いて霜取りを行ってください。蒸発皿の水も忘れずに捨ててください。

● 洗濯機

一度スイッチを入れて排水状態にしてから水を抜き、排水ホースの中に水が残っていないか確認してください。

● 石油ストーブ

タンク内の灯油を抜いて風通しのよいところで空焚し、電池を抜いておいてください。

● パソコンなどの電子機器

取扱いについて、事前に運送事業者にご相談しましょう。データのバックアップをお願いいたします。



◎ しっかり見積を取りましょう！ ◎

.....▶ 詳しくは中面を！

◎ 引越当日の注意 ◎

● お客様が携帯できる貴重品は、お客様ご自身で管理をお願いします。

● 以下の場合は、運送事業者と一緒に残っている荷物がないかどうか、確認をお願いいたします。

- ・部屋からすべての荷物を運び出したとき
- ・新居に到着しトラックから荷物がすべて運び出されたとき

◎ 引越後は必ず荷物のチェックを！ ◎

引越が終わったあとで、荷物の一部が壊れていたり、大きなキズを発見した場合には、すぐに運送事業者にご連絡ください。

運送事業者の責任は、荷物を引き渡した日から3ヶ月以内となっています。発見が遅れると、事故原因や因果関係が不明瞭となるため、引越が終了したら、できる限り早めに荷物の確認をお願いします。



見積りのときの注意ポイント

引越は「緑ナンバーの営業用トラック」で！

引越は、国土交通大臣の許可を受けたトラック運送事業者が行います。見積書には国土交通省の事業許可番号を記載しています。



電話やインターネットの見積だけで運送事業者を決めるのは避けましょう。

引越の料金は、荷物量や部屋の数だけで単純に決まるものではありません。

作業内容やサービス内容により料金が決まるので、見積時（下見時）に運送事業者と顔を合わせ、念入りに打合せすることが必要です。

電話やインターネットだけの見積は、打合せ不足による勘違いや行き違いが起りやすいので避けることが賢明です。



見積をしっかりと比較し、納得のいく引越を心がけましょう。

引越に要する費用は、運送事業者が提供するサービスによって変わります。いくつかの運送事業者の見積書を比較し、サービス内容をしっかりと確認しましょう。

※ダンボールは引越を依頼する運送事業者を決めてから受け取るようにしましょう。

（なお、依頼する前にダンボールを受取り、他社に変えた場合、返送料の負担などでトラブルになることがありますのでご注意ください。）



見積時に内金、手付金は請求しません。

見積料は無料です。また、内金、手付金は請求しないことになっています。

見積書には「引越」についてお客様との約束が記載されています。

見積書には「引越」に関し、運送事業者の作業内容、お客様が行うべきことなど、引越に必要な事項を明記しています。

疑問があれば見積担当者に質問し、打ち合わせた内容は必ず見積書に記載してもらいましょう。



「標準引越運送約款」をよく読みましょう。

運送事業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づくルールにより引越を行います。

この約款は、見積時にお客様に提示することになっていますので、必ずお読み下さい。

「標準引越運送約款」の全文は全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。

<http://www.jta.or.jp/> 「一般の皆様へ」 → 「引越し」

○全日本トラック協会では「輸送サービス相談室」を設けております。

(03-5323-7244 平日 9:00 ~ 17:00)

「約款のここがよくわからない」「引越前に相談したい」という場合もこちらへご相談下さい。

※運送事業者の斡旋についてはいたしかねます。

※標準引越運送約款は、トラックで一般家庭の引越荷物を貸し切って輸送するものに適用します。単身者用の引越荷物を他の荷物と積み合わせて輸送する場合は適用しません。



標準的な見積書のサンプルです

荷物の受取日時や引渡日など引越の日程を確認します

名称のほか事業許可番号や住所、電話番号、見積担当者の氏名、連絡先も記載することになっています

お見積書

お名前 (会社名) 様	許可番号 会社名 住所 電話番号						
引越日 月()日()時()分	引渡日 月()日()時()分	資材届 月()日()時()分	梱包・荷造り 月()日()時()分	開梱 月()日()時()分	見積日 月()日()時()分	確認日 月()日()時()分	ご紹介先 月()日()時()分 様

解約・延期手数料は

荷物の受取日の前日	見積書に記載した運賃の10%以内
荷物の受取日の当日	見積書に記載した運賃の20%以内

すでに発生した費用(見積書に明記したものに限り)はご負担いただきます

〒	都・道 府・県	区・市 町・村
〒	都・道 府・県	区・市 町・村
ご本人・代理受取人	電話番号	連絡先
住居区分	一戸建・マンション・アパート	LDK()階
状況	EV 有・無 道路からの距離 有()m・無 吊作業 有・無 一方通行 有・無 段差 有()段・無 道路幅()m	

解約手数料 (前日)	円 (当日)	円
延期手数料 (前日)	円 (当日)	円

お客様との作業内容の確認		
家具等大物梱包	お客様	当社
食器等小物の荷造り()%	お客様	当社
お客様お手伝い人数	名様	-
梱包・荷造り資材	お客様	当社
開梱作業(段ボール類)	お客様	当社
組立家具(解体・組立)	お客様	当社
物置(解体・組立)	お客様	当社
ピアノ移動	お客様	当社
TV・AV等配線	お客様	当社
照明取り外し・取り付け等	お客様	当社
パソコン移設	お客様	当社
エアコン移設(取り外し・取り付け)	お客様	当社
ヘルツ(サイクル)変更	お客様	当社
建物の養生(発地・着地)	不要	必要
荷物別送・転送(先)	お客様	当社
梱包資材等不用品処分	お客様	当社
サイクル法対象品目	お客様	-
保管	お客様	当社
作業()	お客様	当社
養生(発地・着地)	不要	必要
貴重品取扱	お客様	当社
有価証券・宝飾品・預金通帳、貴重品・高価品取扱	お客様	-

総合計(E)	
内消費税 % (F)	

適用方法	時間制(4H・8H)	t
	距離制()km	t
	時間加算	t
	小計①	h
割増	休日	日
	深夜・早朝・冬期	小計②
車両留置料③		
計(A) = ①+②+③		
内消費税 % (B)		

一般的に引越料金は、運賃・実費・附带サービス料で構成されています。運賃は、車両費とドライバーの件費等からなっています。引越しをする曜日や季節などによっても多少異なります。

お客様と作業内容の確認を行います。引越荷物の梱包やエアコン、パソコンの移設、使用後の梱包資材等の不要品処分など、引越作業についてお客様が行うのか、運送事業者が行うのかを確認します。

一般的には引越する距離が・100km以内の場合：時間制運賃を適用
・100kmを超える場合：距離制運賃を適用

荷役作業員		荷造作業員	
発地	着地	発地	着地
名	名	名	名

●見積りの作業内容に変更があったときは、それに伴い料金が変更になる場合があります。

関連作業メモ				
メーカー	型番	依頼先	引取撤去	お届取付
ピアノ			/	/
乗用車			/	/
エアコン			/	/

下見料(発地・着地)		
荷役作業員()人*		円
荷造作業員()人*		円
開梱作業員()人*		円
諸資材料(a)*		円
一時保管料*		円
特殊荷役機械使用料*		円
小計④		円
ピアノ別送料*		円
絵画・貴重品別送料*		円
乗用車回送料*		円
使用後の梱包資材等不用品処分*		円
工事料()*		円
資材運搬料*		円
補助車両費*		円
エアコン(取り外し・取付)*		円
解体・組立()*		円
養生費*		円
小計⑤		円
計(C) = ④+⑤		円
消費税 % (込・別)(D)		円

整理番号	元払	着払	現金
	会社請求	振込	カード

●お支払いは、原則積み込み完了時に收受させていただきます。

お支払い方法が、現金支払いかカード支払いか、また元払いか着払いなのか、など支払い方法が明文化されています。

実費・附带サービス料の項目です。作業員料、諸資材料等の実費およびエアコンの取り外し・取り付けや不要品の処分、ピアノの搬送など附带サービスを依頼した場合は、別途料金となります。

手続きガイド

【市区町村】への届出


	いつ	誰が	必要なもの
転出	引越日まで	本人、世帯主または代理人	本人確認のできる書類、印鑑
転入(転居)、国民年金	転入、転居した日から14日以内	本人、世帯主または代理人	「転出証明書」、本人確認のできる書類、印鑑、国民年金手帳
国民健康保険	転入、転居した日から14日以内	本人、世帯主または代理人	家族全員分の保険証、印鑑
印鑑登録		本人または代理人	登録をする印鑑、本人確認のできる書類

【車】に関する届出

	いつ	どこへ	必要なもの
運転免許証		新住所を管轄する警察署または運転免許センター	運転免許証、新住所の確認できる書類、印鑑
車庫証明	転入、転居した日から15日以内	車の保管場所を管轄する警察署	警察署で申請書類を入手する。 所在図・配置図・承諾証明書(自認書)など。
自動車、バイク	転入、転居した日から15日以内	新住所を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所	車検証、使用者の住所を証する書面、印鑑、自動車保管場所証明書(発行後概ね1ヶ月以内のもの)等 ※リース等をしている場合(所有者と使用者が異なる場合は、リース会社等へご確認下さい。 手続きの詳細については、国土交通省ホームページ内「自動車登録等の適正化について」 (http://www.mlit.go.jp/jidosha/tekiseika/tekiseika.html)を参照
軽自動車	転入、転居した日から15日以内	新住所を管轄する軽自動車検査協会の事務所または支所	車検証、使用者の住所を証する書面、印鑑、ナンバープレート(同じ管轄であれば変更する必要はない)、軽自動車税申告書手続きの詳細については、軽自動車検査協会ホームページ内「各種申請手続き」(http://www.keikenkyo.or.jp/application/add_chg.html)を参照

【その他】必要な届出

	いつ	どこへ	必要なもの
電気、ガス、水道	転居前：早めに！(～1週間前)	転居前：検針票に記載されている電話番号へ。	検針票(使用料のお知らせなど)に記載された「お客様番号」
電話、インターネット	転居前：早めに！(～1週間前)	契約している電話会社、プロバイダー	請求書(領収書)など。(電話番号やお客様番号(ID)などが必要)
銀行		預けている銀行の最寄りの窓口	通帳、届出印
郵便物の転送	引越1週間前	最寄りの郵便局またはインターネット【e転居】(http://welcometown.post.japanpost.jp/etn/)	郵便局の窓口で手続きの場合は印鑑が必要。 (転居届の提出はポストへの投函も可能)
NHK		フリーダイヤル「0120-151515」に連絡する。 IP電話、フリーダイヤルが利用できない場合は044-871-8444 または06-6910-3316(いずれも有料) インターネットでの手続きは(http://pid.nhk.or.jp/jushinryo)へ。	

 社団法人 全日本トラック協会・都道府県トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー19階 TEL. 03(5323)7109(代)
ホームページ <http://www.jta.or.jp>